

## 平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの（平成24年度第2四半期）

(独立行政法人名:農畜産業振興機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
該当無し											

## 【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降に競争性のある契約へ移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成24年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」は、平成24年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成25年度)を記載すること。

## 平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（平成24年度第2四半期）

(独立行政法人名：農畜産業振興機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
第20回加工・業務用野菜産地と実需者との交流会開催に係る東京国際フォーラムの施設利用（平成25年2月18～19日）	理事 中村英男	平成24年7月27日	株式会社東京国際フォーラム 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号	近年、景気低迷を背景とした外食産業の落ち込み等の影響により、交流会の来場者数が伸び悩み傾向にあるため、第20回開催では、来場者数の飛躍的増加と商談件数の増加に向けて、「国産農畜産物商談会」（全農・全中・農林中金共催）と同時開催で行うことにより、相乗効果による交流会の活性化を図ることとした。 「国産農畜産物商談会」は毎年、東京国際フォーラムでの開催が慣例になっており、会場については競争に付することができないことから、随意契約によるものとする。 (契約事務細則第28条第1項第1号)	-	3,000,000	-	-	近年、景気低迷を背景とした外食産業の落ち込み等の影響により、交流会の来場者数が伸び悩み傾向にあるため、第20回開催では、来場者数の飛躍的増加と商談件数の増加に向けて、「国産農畜産物商談会」（全農・全中・農林中金共催）と同時開催で行うことにより、相乗効果による交流会の活性化を図ることとした。 「国産農畜産物商談会」は毎年、東京国際フォーラムでの開催が慣例になっており、会場については競争に付することができないことから、随意契約によるものとする。 (契約事務細則第28条第1項第1号)	5	
平成23事業年度決算の官報公告	理事長 清	平成24年9月26日	株式会社朝陽会 東京都港区虎ノ門1-2-16	官報掲載については、国立印刷局の定めるところによるとされ、取次店によって価格差は生じないため、競争を許さない。 (契約事務細則第28条第1項第1号)	-	2,019,600	-	-	官報掲載については、国立印刷局の定めるところによるとされ、取次店によって価格差は生じないため、競争を許さない。 (契約事務細則第28条第1項第1号)	6	

## 【記載要領】

- 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 本表は、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3.の記載方法に準じて記載すること。
- 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分（1～12）の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - 緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - 競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - 秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - 特例政令に相当する規定に該当するとき「17」
  - 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - その他、類型区分に分類できないものについては「19」